

平成二十五年三月定例会 総務委員会委員長報告

十五番 松田 光平でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

初めに、議案第一号 平成二十五年長野市一般会計予算のうち、総務部・行政委員会関係について及び請願第一号 合併特例債期限延長による新市役所第一庁舎・新長野市民会館建設計画の新規策定を求める請願について申し上げます。

これらは、関連があることから一括で審査を行いました。

議案第一号 平成二十五年長野市一般会計予算のうち、市役所第一庁舎及び長野市民会館の建設に要する経費については、初めに、従来百三十四億円としてきた事業費総額が百五十一億円となった経緯、根拠について説明を求めました。この中で特に、「事業費が百三十四億円を超える可能性をどの時点で理事者が認識したか。認識の時期が、昨年十月という説明が七月という説明に変わった経緯について明確にすべき。七月末の時点で設計者から基本設計額とは別に示されたという参考金額の提示を求める。」との発言がありました。

これに対し理事者側からは、「昨年七月時点では、可能性としては認識をしていた。しかし、百三十四億円の中で収めていただけであるかと考えていた。百五十一億円と認識したのは十月である。参考金額については、百五十一億円という積上げの数字を示している中で、根拠の乏しい数字を挙げることは混乱を招くため、出すべきではないと判断している。」との答弁がありました。

これらの質疑を踏まえ、「建設費が当初示されていた百三十四億円から百五十一億円に増えた理由、経緯が明確でない、明らかにすべきだ。」との意見が出される一方、「百三十四億円が決算ベースで算出されたことについての、市民、議会への説明が十分ではなかったというものはあるものの、今の段階では、実施設計の結果を待つべきである。建設費が増大する可能性を認識した時期についての議論はすべきではない。議会からも多くの要望をし、今後更に意見を言うべきときに、このような議論をすることは要望等が言えなくなる可能性がある。実施設計において、建設費が百五十一億円を下回る可能性もあり、その推移を見守るべきではないか。」との意見が出されました。

次に、請願第一号については、採択すべきものとして、「合併特例債の発行期限が延長されたことから、今こそ原点に戻って、市民の目線で議論し直すべきである。現在の計画では、本来のワンストップサービスは実現できない。合築であるが故の制約による不便さは解消できない。合築が制約の根源であることから、請願の内容に矛盾は無い。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「請願には、現設計では、ワンストップサービス

は実現できないとあるが、総合窓口支援システムなどによる対応が計画されている。障害者等の窓口が第二庁舎に残されたままになるとあるが、障害者団体の希望を反映したものである。敷地面積の制約から様々に無理のある計画とあるが、設計での対応に期待している。庁舎が古くなっており、合併特例債が使えるこの時期に建設すべきである。新庁舎ができることによって市民の利便性は更に高まっていく。防災の拠点として、市民の安心感が高まる。市民満足度が高まる。開館に向けて頑張っている市民がいる中で、一日も早く完成させるべきである。第一庁舎、市民会館共に耐震が問題となったため、できるだけ早く建て替えなければならぬ。請願の内容に矛盾がある。いち早く建設することが市民の要望にかなう。計画が進んだこの段階で、計画を見直すということは現実的でない。合併特例債を使った、現地への建設が現実問題として不可能となる。」との意見が出されました。

さらに、継続審査とすべきものとして、「合併特例債の期限延長に着目し現在の施行状況を見ると、当初計画から設計期間が延び、今後更に工期の延長を考えざるを得ない状況であり、建設計画の延長について研究が必要となる時期が来るかもしれないということから継続審査が適当である。」との意見が出されました。

以上の議案及び請願についての審査を踏まえ、まず、請願第一号について、継続審査について諮ったところ、賛成少数で否決され、引き続き採決を行った結果、同じく賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

続いて、議案第一号 平成二十五年長野市一般会計予算のうち、総務部・行政委員会関係について採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第一号 平成二十五年長野市一般会計予算、歳出、第二款総務費、第一項総務管理費について、五点申し上げます。

一点目は、やまざとビジネス支援補助金についてであります。

本制度は、中山間地域の地域資源を活用したビジネスを展開することにより、地域における雇用の創出や地域内への経済波及効果、地域の課題解決など地域の活性化につながることを目的として、地域内外の個人や団体が実施する事業に要する経費について補助するという新たな取組であります。

そこで、本制度の実施に当たっては、制度の周知を十分に行うとともに、審査基準を明確にし、可能な部分についての公開も含め、公平かつ公正な審査により、本来の目的である地域の活性化につながるよう要望いたしました。

二点目は、支所の建て替えについてであります。

住民自治協議会の活動も本格化し、地域住民による各種活動が活発に行われており、

支所はその活動を支援する重要な役割を担っております。

そこで、支所の建て替え等を進める場合には、住民自治協議会による地区まちづくり活動の拠点確保と活動支援の面からも、支所の建設時期や整備内容について、市民に分かりやすい説明を行うよう要望いたしました。

三点目は、職員の適正配置についてであります。

職員体制について市は、第四次長野市定員適正化計画に沿って、行政需要を見極めながら適切な人員配置に努めているとしておりますが、見込みを上回る退職などによる職員数の減員は、職場にとって大きな負担となります。

そこで、職員の配置に当たっては、十分な現状把握を行い、職員に過度の負担を掛けないよう配慮するとともに、新たな職員提案制度などについては、職員のやる気を引き出すような運用を要望いたしました。

併せて、嘱託・臨時職員の任用、賃金等についても研究するよう要望した次第であります。

四点目は、長野市公共交通ビジョンの策定についてであります。

市では、公共交通の将来像を明らかにするとともに、実現に向けた施策を体系的に整理し、計画的に展開するための長野市公共交通ビジョンを、平成二十五年度に策定する予定であります。公共交通に対するニーズは多様であり、そのニーズを満たすための手法もまた多様であります。

そこで、長野市公共交通ビジョンの策定に当たっては、より多くの方から細かく意見を聴いて、市民ニーズを把握し、計画に反映するよう要望いたしました。

五点目は、元気なまちづくり市民会議の活性化についてであります。

住民自治協議会の主催で開催されている元気なまちづくり市民会議は、毎年市内各地区で行われておりますが、女性や若年層の参加者が少ない、自由討議が活発に行われていないなどの課題が指摘されております。

市民会議は、地域住民が、市長と直接意見交換を行う大切な機会であります。

そこで、開催に当たっては、形式的な会議とならないよう住民自治協議会と十分協議し、より一層の活性化を図るよう要望いたしました。

次に、第二項徴税費について申し上げます。

市では、県及び県内全市町村で組織する長野県地方税滞納整理機構へ、高額・徴収困難な滞納案件を移管し、同機構と連携協力して市税の徴収率の更なる向上を目指しております。機構発足から二年を経過する中で、その成果などについて検証する必要があります。

そこで、議会においても、長野県地方税滞納整理機構における徴収額、徴収率等を、予算や決算などの中で検証できるようにすることを要望いたしました。

次に、第九款消防費、第一項消防費について申し上げます。

昨年十一月には、中央消防署東部分署が、本市における平成九年二月以来の新設消防分署として開署され、特殊災害にも対応する防災拠点として運用されるとともに、七二会分署・若穂分署においては、高度救命処置用資機材及び救急救命士の配置が行われ、高規格救急車の運用も開始されました。

ハード面の充実とともに、それに合わせた職員配置を行っているとのことですが、職員の採用、適正配置、過度な負担とならない勤務体制についても十分配慮するよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

随意契約は、地方自治法や市の契約規則に基づき行われている制度ですが、その実施に当たっては、透明性の確保はもちろんのこと、随意契約とする理由を明確にするなど、慎重な対応が求められております。

そこで、随意契約に当たっては、その内容を十分に調査し、競争原理が働く方法を多角的に検討するよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

請願第二号 交通基本法の早期制定と国の支援措置の拡充を求める請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、意見書案提出の協議経過について申し上げます。

初めに、地方公務員給与費に係る地方交付税の一方的な削減に関する意見書案について申し上げます。

意見書案の内容は、地方の自主性を尊重するとともに、地方と十分な協議を経ないまま、地方公務員給与費に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置をとることのないよう国に要請するもので、採決を行った結果、全員賛成で意見書案を提出することに決定いたしました。

次に、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書案、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書案について申し上げます。

両意見書案は、それぞれ別の委員から提案があり、協議いたしました。

意見書案の内容は、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書案については、我が国の食の安全と農山漁村、国民の命を守るため、ＴＰＰ交渉に参加しないよう国に要望するものであり、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書案については、ＴＰＰ交渉に際しては、国民の生活及び我が国の特性を充分踏まえ、守り抜くべき国益を具体的に掲げるとともに、国民の生活及び国益をどのように守っていくのか、明確な方針を国民に示すことを国に要請するものであります。

両意見書は、関連があることから一括議題といたしました。

論議を進める中で、環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書案について別の委員から、ＴＰＰ交渉に際しては、国民の生活及び国益をどのように守っていくのか、明確な方針を国民に示すとともに、国民の生活及び我が国の特性を十分踏まえ、守り抜くべき国益を具体的に掲げ、慎重に交渉することを国に要請するといった内容の修正案が提出されました。

採決に当たっては、まず、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加に反対する意見書の提出について採決を行ったところ、賛成少数で否決され、引き続き環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）に関する意見書案の修正案の提出について採決を行った結果、賛成多数で可決され、本修正案を提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。